

忠岡町環境基本計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定について

忠岡町 生活環境課

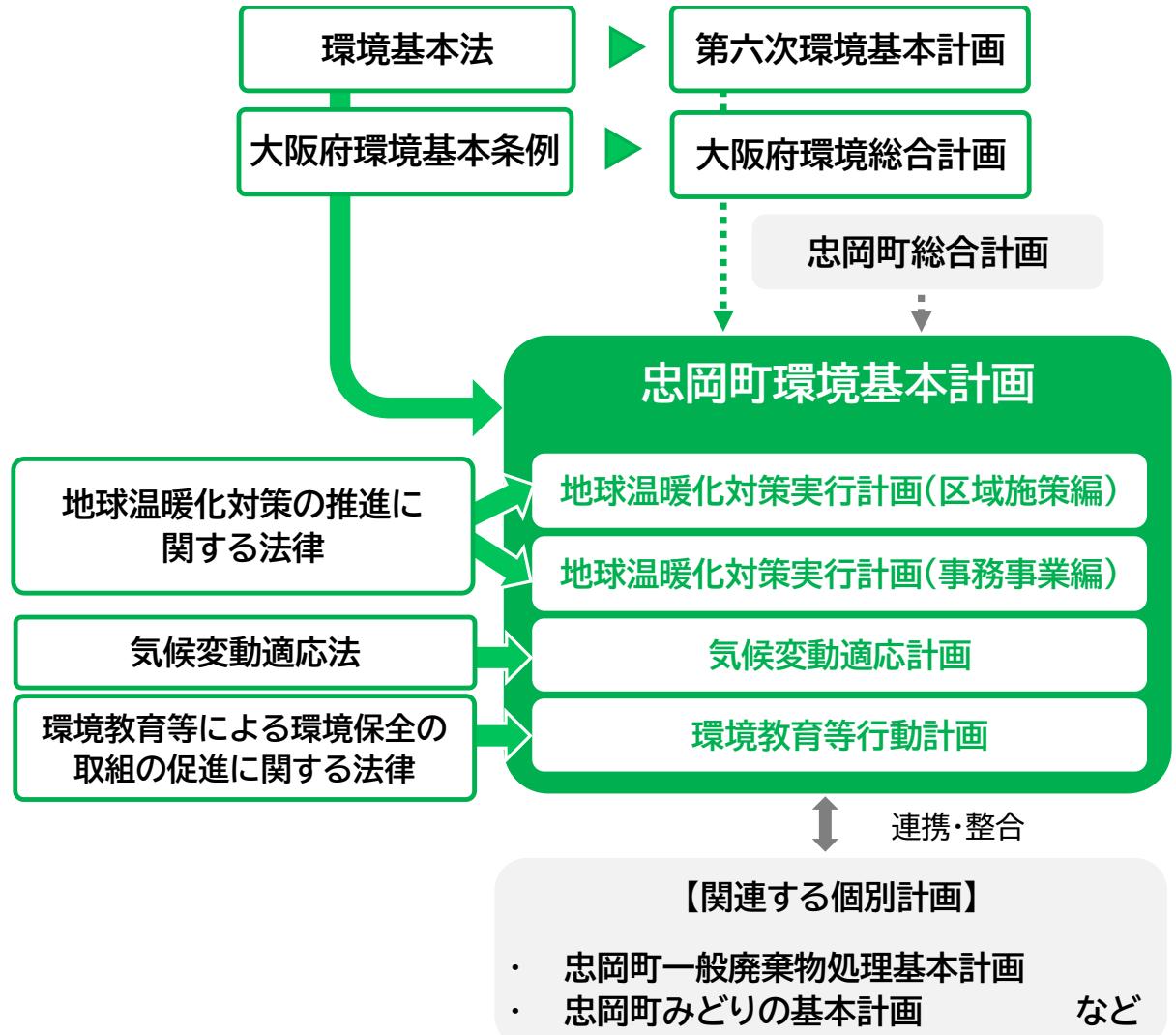
計画の基本的事項

計画の位置づけ

本計画は、**良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画**として定めるものです。

また、「忠岡町総合計画」に掲げた施策の方針について、**環境面から具体化**するものです。

さらに、本計画は、温対法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)、地方公共団体実行計画(事務事業編)、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画を内包するものとし、国や府の計画、本町の各種関連計画とも連携・整合を図り、環境に関わる様々な取組の基礎となる計画となります。





地球温暖化対策実行計画 区域施策編 / 事務事業編 とは??

地球温暖化対策実行計画 事務事業編

- 地方公共団体の施設や事務事業から生じる温室効果ガス排出量を減らす計画。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律を法的根拠とし、地方自治体には「策定義務」がある。

地球温暖化対策実行計画 区域施策編

- 地方公共団体の区域全体の温室効果ガス排出量を削減するための計画。住民・事業者による排出も含む。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律を法的根拠とし、地方自治体は策定が努力義務とされている計画。

区域施策編

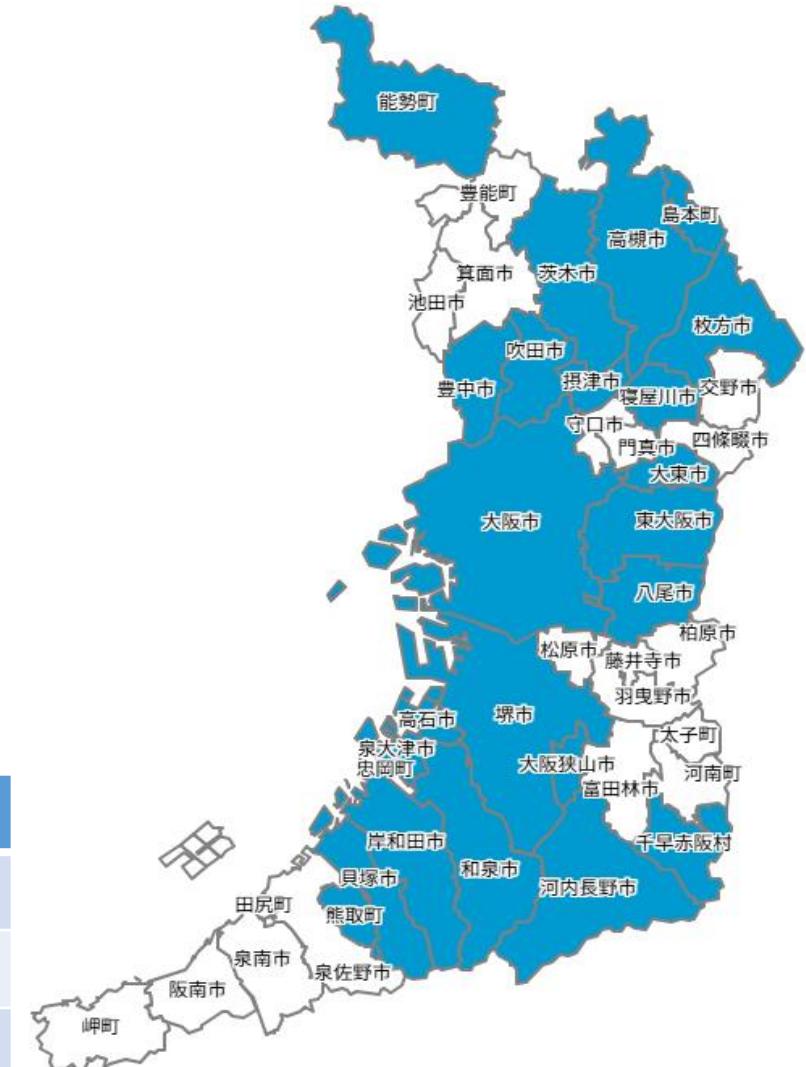
地方公共団体実行計画(区域施策編)は、**国**の「**地球温暖化対策計画**」に即し、区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める、「**地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)**」第21条に基づく計画です。

計画に盛り込む内容は、排出量の現状把握、削減目標、再生可能エネルギーの導入、省エネ推進、循環型社会形成、地域環境整備、住民・事業者の取組促進、進捗管理などであり、地域の特性を踏まえた総合的な計画づくりが期待されています。

令和6年10月時点では、府内全43市町村のうち、23の市町村が区域施策編を策定しており、大阪府の区域施策編策定率は53%となっています。

大阪府の脱炭素取組状況

計画等	市町村数	策定(表明)済団体数	策定(表明)率
事務事業編	43	43	100%
区域施策編		23	53%
促進区域等		0	0%
2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明		32	74%



出典:環境省ホームページ

大阪府の区域施策編策定状況

計画の基本的事項

計画期間

- 環境基本計画は令和8(2026)年から令和17(2035)年までの10年間
- 区域施策編は令和8(2026)年から令和12(2030)年までの5年間
- 計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗評価結果に伴い、計画内容の見直しを行います。

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
環境基本計画										
	<p style="text-align: center;">忠岡町環境基本計画 (令和8年度～令和17年度)</p>									
区域施策編										
	<p style="text-align: center;">忠岡町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (令和8度～令和12度)</p>					<p style="text-align: center;">2050年のゼロカーボンへ</p>				

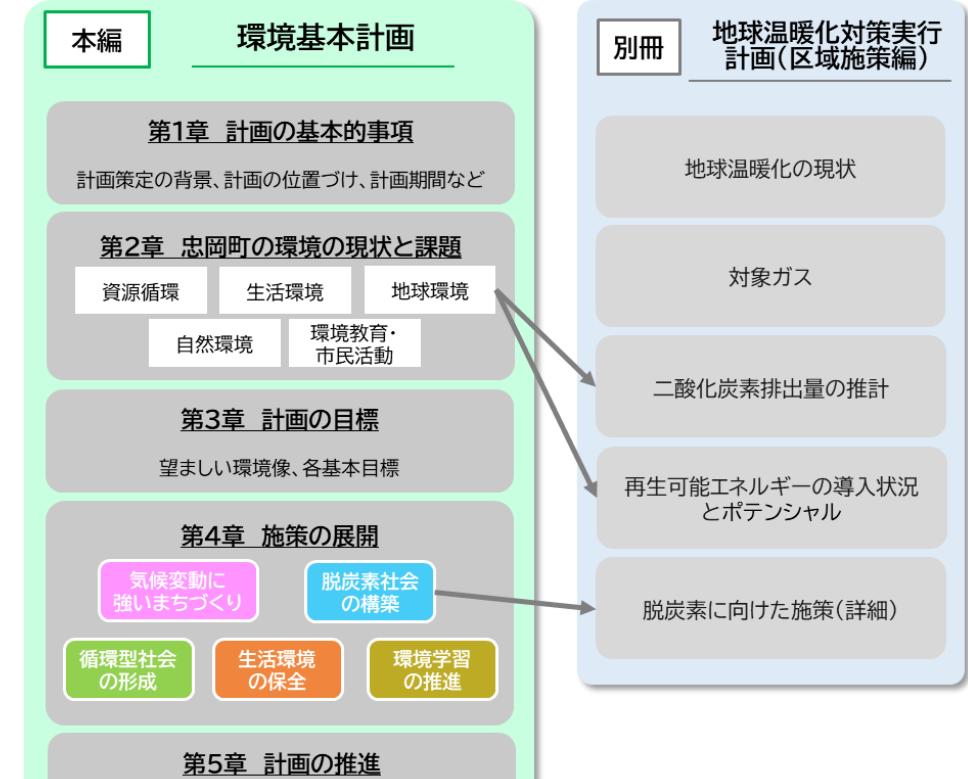
計画の策定方針

計画の構成

本計画は、本編と別冊、資料編による3部構成とします。本編においては、本計画の位置づけや計画期間等の基本的な事項のほか、現状と課題を整理した上で、計画の目標を設定し、計画の目標を達成するために推進すべき施策や進捗管理の手法について整理します。

別冊においては、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として、脱炭素に向けた施策や、現状等を詳細に掲載します。

資料編は、本編及び別冊の内容を補足する調査結果や用語解説等を盛り込み、今後計画の進捗管理を行う上で、環境白書としての役割を担うものを作成します。



本町の環境基本計画は、以下の章立てに基づいて作成します。

章	項目	概要
第1章	計画の基本的事項	計画策定の背景、計画の位置づけ、計画期間など
第2章	忠岡町の環境の現状と課題	本町の環境について、地域特性を踏まえて資源循環や生活環境などについて整理
第3章	計画の目標	望ましい環境像、各基本目標を設定
第4章	施策の展開	前章で掲げた5つの基本目標ごとに、町民、事業者、行政の各主体の役割、成果指標と目標値を設定して施策を計画的に展開
第5章	計画の推進	計画の推進体制、PDCAサイクルに基づいた進捗管理の方法
—	資料編	二酸化炭素排出量の算定方法や、気候変動影響評価など

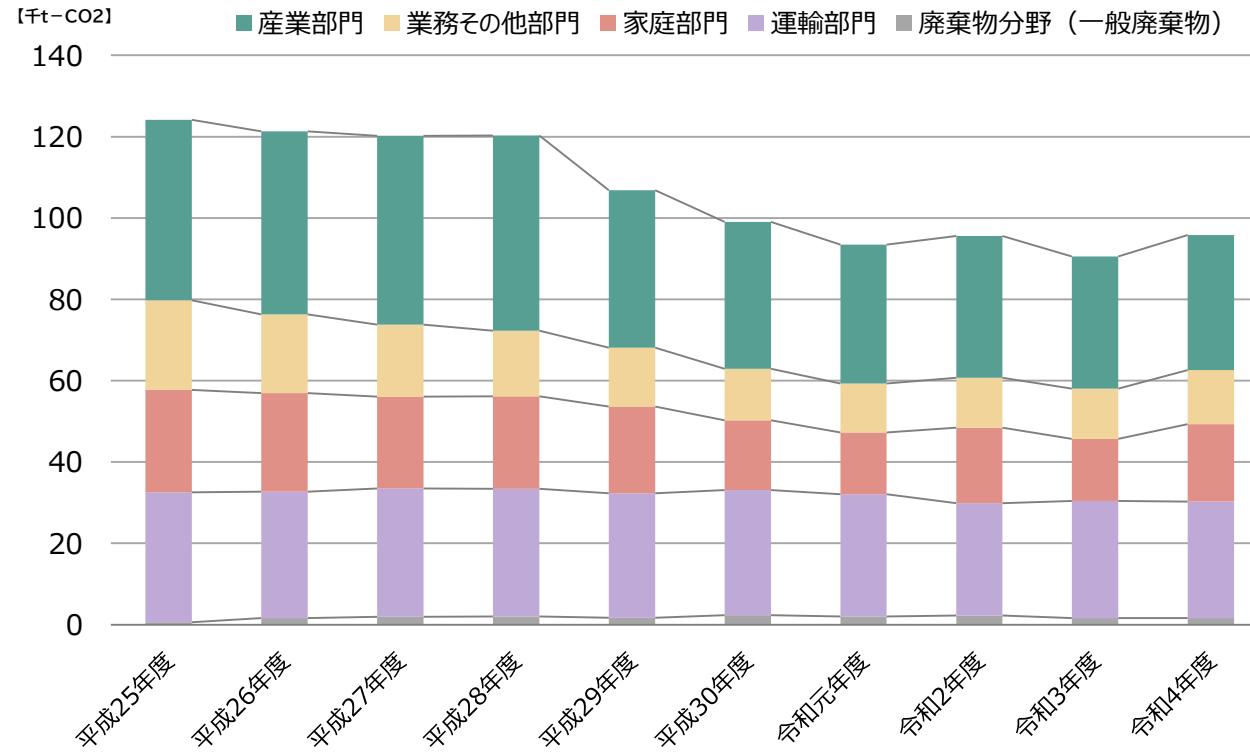
本町の区域施策編は、以下の章立てに基づいて作成します。

章	項目	概要
第1章	計画の基本的事項	計画の位置づけ、計画期間、計画の対象など
第2章	町民、事業者の環境意識	町民、事業者を対象に実施したアンケートの結果を整理
第3章	二酸化炭素排出量の現状把握と将来推計	二酸化炭素排出量の現況、将来推計、削減目標達成に向けた追加的施策など
第4章	再生可能エネルギーの導入の状況とポテンシャル	本町の再エネ導入状況、REPOSIに基づいた再エネ導入ポテンシャルを整理
第5章	計画の目標	将来像と計画の目標(温室効果ガス削減目標、再エネ導入目標)の設定
第6章	目標達成に向けた施策	省エネ対策、再エネの普及拡大、総合的な地球温暖化対策
第7章	計画の推進	計画の推進体制、PDCAサイクルに基づいた進捗管理の方法

忠岡町の二酸化炭素排出量と再エネ導入の現状

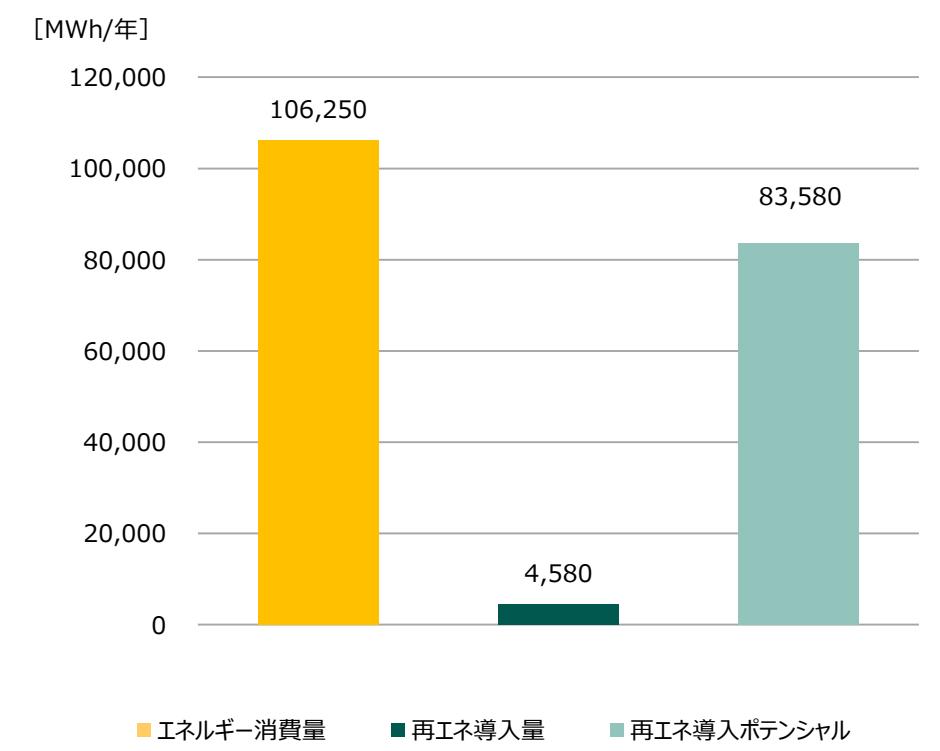
現状整理

忠岡町の二酸化炭素排出量推移



町内の二酸化炭素排出量は基準年度(平成25)比で約**23%**削減されています。

町域内エネルギー使用量に対する
再エネ導入量とポテンシャル



町内の令和4年度のエネルギー使用量と比較すると、再エネ導入量は約**4%**、再エネ導入ポテンシャルは約**79%**の水準にあります。

町民、事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

目的

- 環境に対する住民・事業者の意識、取組の実施状況、環境施策に対するニーズを把握し、「忠岡町環境基本計画」「忠岡町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に向けた基礎資料とします。
- 本調査結果の結果を踏まえ、計画への反映・施策立案・将来像検討などを行います。

概要	住民	事業者
アンケート期間	令和7年9月24日(水)～10月15日(水)	令和7年9月24日(水)～10月15日(水)
調査対象	18歳以上の住民1,250人	区域内の事業者155社
調査方法	調査票の配布、紙及びWEB上で回収	調査依頼書配布、紙及びWEB上で回収

今後のスケジュール

スケジュール

